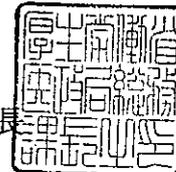




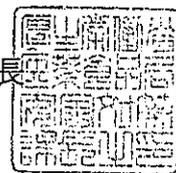
医政総発0627第6号
 薬食安発0627第1号
 平成24年6月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 医政主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



医療事故情報収集等事業第29回報告書の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故情報収集等事業につきましては、平成16年10月から、医療機関から報告された医療事故情報等を収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施しており、今般、公益財団法人日本医療機能評価機構より、第29回報告書が公表されました。

本報告書における報告の現況等は、別添1のとおりです。また、別添2のとおり、再発・類似事例の発生状況が報告されています。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、本報告書の内容を御確認の上、別添の内容について留意されますとともに、貴管内医療機関に対して、周知方お願いいたします。

なお、本報告書につきましては、別途、公益財団法人日本医療機能評価機構から各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページ(<http://www.med-safe.jp/>)にも掲載されていますことを申し添えます。

(留意事項) 本通知の内容については、貴管内医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても、周知されるよう御配慮願います。

【別添1】

医療事故情報収集等事業 第29回報告書のご案内

1. 報告の現況

(1) 医療事故情報収集・分析・提供事業 (対象：平成24年1月～3月に報告された事例)

表1 報告件数及び報告医療機関数

		平成24年			合計
		1月	2月	3月	
報告義務 対象医療 機関	報告件数	181	162	227	570
	報告医療 機関数	146			
参加登録 申請医療 機関	報告件数	44	12	21	77
	報告医療 機関数	27			
報告義務対象医 療機関数		273	273	273	-
参加登録申請医 療機関数		610	613	615	-

第29回報告書33～36頁参照

表2 事故の概要

事故の概要	平成24年1月～3月	
	件数	%
薬剤	35	6.1
輸血	0	0
治療・処置	129	22.6
医療機器等	19	3.3
ドレーン、チューブ	37	6.5
検査	28	4.9
療養上の世話	246	43.2
その他	76	13.3
合計	570	100.0

第29回報告書42頁参照

(2) ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業 (対象：平成24年1月～3月に発生した事例)

1) 参加医療機関数 1,055 (事例情報報告医療機関数 574施設を含む)

2) 報告件数 (第29回報告書58～66頁参照)

①発生件数情報報告件数：156,146件 (報告医療機関数 461施設)

②事例情報報告件数：7,958件 (報告医療機関数 85施設)

2. 医療事故情報等分析作業の現況

従来「共有すべき医療事故情報」として取り上げた事例に、さらに分析を加え、「個別のテーマの検討状況」の項目で取り上げています。今回の個別のテーマは下記の通りです。

- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| (1) MRI検査に関連した医療事故 | 【第29回報告書 86～111頁参照】 |
| (2) 自己管理薬に関連した医療事故 | 【第29回報告書 112～126頁参照】 |
| (3) 医薬品添付文書上【禁忌】の疾患や症状の患者へ薬剤を投与した事例 | 【第29回報告書 127～142頁参照】 |
| (4) 臨床化学検査機器の設定間違いに関連した事例 | 【第29回報告書 143～147頁参照】 |

3. 再発・類似事例の発生状況 (第29回報告書148～164頁参照)

これまで個別テーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた内容の中から再発・類似事例が発生したものを取りまとめています。今回取り上げた再発・類似事例は下記の通りです。

- | | | |
|------------------------|----------------|---------------------|
| (1) 「薬剤の取り違い」 | (医療安全情報No. 4) | 【第29回報告書150～153頁参照】 |
| (2) 「未滅菌の医療材料の使用」 | (医療安全情報No. 19) | 【第29回報告書154～156頁参照】 |
| (3) 「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」 | (医療安全情報No. 58) | 【第29回報告書157～164頁参照】 |

*詳細につきましては、本事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) をご覧ください。

3 再発・類似事例の発生状況

本事業では、医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例を収集し、個別のテーマに関する医療事故情報とヒヤリ・ハット事例を併せて総合的に検討・分析を行い、更に、個別のテーマの他に「共有すべき医療事故情報」や「医療安全情報」により、広く共有すべき医療事故情報等を取り上げ公表してきた。

ここでは、これまで個別のテーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた再発・類似事例の発生状況について取りまとめた。

【1】概況

これまでに提供した「医療安全情報」について、本報告書分析対象期間（平成24年1月～3月）に類似事例の内容は21であり事例数は35件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」が4件、「抜歯部位の取り違い」が3件、「小児の輸液の血管外漏出」、「未滅菌の医療材料の使用」、「伝達されなかった指示変更」、「口頭指示による薬剤量間違い」、「小児への薬剤10倍量間違い」、「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」、「持参薬の不十分な確認」、「体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去」、「PTPシートの誤飲」がそれぞれ2件であった。

また、「共有すべき医療事故情報」について本報告書分析対象期間に類似事例が報告された共有すべき医療事故情報の内容は17であり、事例数は51件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「体内にガーゼが残存した事例」が9件、「療養上の世話」において熱傷をきたした事例、「熱傷に関する事例（療養上の世話以外）」、「施設管理の事例」がそれぞれ5件、「小児への薬剤倍量間違いの事例」、「ベッドからベッドへの患者移動に関連した事例」がそれぞれ4件、「アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例」、「口頭での情報伝達間違いが生じた事例」がそれぞれ3件、「インスリン投与間違いの事例」、「検体に関連した事例」、「アレルギーに関連した事例」、「酸素ボンベ残量管理に関連した事例」がそれぞれ2件であった。

個別テーマについて本報告書分析対象期間に類似事例が報告されたテーマは、4テーマであり、事例数は10件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「皮下用ポート及びカテーテルの断裂に関連した医療事故」が5件、「凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例」、「医療用照明器の光源により発生した熱傷に関連した医療事故」がそれぞれ2件であった。

「医療安全情報」、「共有すべき医療事故情報」及び「個別のテーマの検討状況」に取り上げた類似事例の報告件数を図表Ⅲ-3-1に示す。

本報告書分析対象期間において発生した類似事例のうち、医療安全情報として取り上げた、「薬剤の取り違い」、「未滅菌の医療材料の使用」、「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」について事例の詳細を紹介する。

【別添2】

3 再発・類似事例の発生状況

図表Ⅲ-3-1 平成24年1月から3月に報告された再発・類似事例

内容	件数	出典
グリセリン洗腸に伴う直腸穿孔	1	医療安全情報No.3 (平成19年2月)
薬剤の取り違え	1	医療安全情報No.4 (平成19年3月)
小児の輸液の血管外漏出	2	医療安全情報No.7 (平成19年6月)
間違ったカテーテル・ドレーンへの接続	1	医療安全情報No.14 (平成20年1月)
未滅菌の医療材料の使用	2	医療安全情報No.19 (平成20年6月)
伝達されなかった指示変更	2	医療安全情報No.20 (平成20年7月)
処方入力の際の単位間違い	1	医療安全情報No.23 (平成20年10月)
口頭指示による薬剤量間違い	2	医療安全情報No.27 (平成21年2月)
小児への薬剤10倍量間違い	2	医療安全情報No.29 (平成21年4月)
アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与	2	医療安全情報No.30 (平成21年5月)
ガベキサートメシル酸塩使用時の血管外漏出	1	医療安全情報No.33 (平成21年9月)
「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ	1	医療安全情報No.37 (平成21年12月)
清潔野における注射器に準備された薬剤の取り違え	1	医療安全情報No.38 (平成22年1月)
持参薬の不十分な確認	2	医療安全情報No.39 (平成22年2月)
清拭用タオルによる熱傷	1	医療安全情報No.46 (平成22年9月)
抜歯部位の取り違え	3	医療安全情報No.47 (平成22年10月)
酸素残量の未確認	1	医療安全情報No.48 (平成22年11月)
体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去	2	医療安全情報No.54 (平成22年4月)
PTPシートの誤飲	2	医療安全情報No.57 (平成22年8月)
皮下用ポート及びカテーテルの断裂	4	医療安全情報No.58 (平成22年9月)
画像診断報告書の確認不足	1	医療安全情報No.63 (平成22年2月)
インスリン投与間違いの事例	2	共有すべき医療事故情報 (第4回報告書)
「療養上の世話」において熱傷をきたした事例	5	共有すべき医療事故情報 (第5回報告書)
左右を取り違えた事例	1	共有すべき医療事故情報 (第8回報告書)
熱傷に関する事例 (療養上の世話以外)	5	共有すべき医療事故情報 (第9回報告書)
小児への薬剤倍量間違いの事例	4	共有すべき医療事故情報 (第10回報告書)
電話による情報伝達間違い	1	共有すべき医療事故情報 (第10回報告書)
三方活栓の閉塞や接続はずれなどの使用に関する事例	1	共有すべき医療事故情報 (第11回報告書)
ベッドなど患者の療養生活で使用されている用具に関連した事例	1	共有すべき医療事故情報 (第11回報告書)
施設管理の事例	5	共有すべき医療事故情報 (第11回報告書)
アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例	3	共有すべき医療事故情報 (第12回報告書)
ベッドからベッドへの患者移動に関連した事例	4	共有すべき医療事故情報 (第13回報告書)
ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例	1	共有すべき医療事故情報 (第13回報告書)
口頭での情報伝達の間違いが生じた事例	3	共有すべき医療事故情報 (第13回報告書)
体内にガーゼが残存した事例	9	共有すべき医療事故情報 (第14回報告書)
検体に関連した事例	2	共有すべき医療事故情報 (第15回報告書)
アレルギーに関連した事例	2	共有すべき医療事故情報 (第15回報告書)
酸素ボンベ残量管理に関連した事例	2	共有すべき医療事故情報 (第17回報告書)
凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例	2	個別のテーマの検討状況 (第20回報告書)
皮下用ポート及びカテーテルの断裂に関連した医療事故	5	個別のテーマの検討状況 (第21回報告書)
予防接種ワクチンの管理に関する医療事故	1	個別のテーマの検討状況 (第23回報告書)
医療用照明器の光源により発生した熱傷に関連した医療事故	2	個別のテーマの検討状況 (第25回報告書)

※共有すべき医療事故情報や、個別テーマの検討状況に計上された事例は、医療安全情報と重複している場合がある。

Ⅲ

3-11

概況

(2) 事例概要

本報告書分析対象期間に報告された事例1件の概要を以下に示す。

<p>事例</p> <p>【内容】</p> <p>アルマール2錠2×を開始するところ、アマリール2錠2×を処方した。その後、受診時に誤処方気付いた。患者は時々空腹感を覚えることがあった。HbA1c、FBSも軽度低下を認め、血糖値低下も来したと推測された。</p> <p>【背景・要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降圧剤を処方するという認識はあった。処方入力時に薬剤名がすり替わった。 ・オーダーリングシステム変更により、以前、対策として薬剤名の後に「糖尿病薬」、「振戦」の文字を表示していたが表示がなくなり、注意喚起の機会が減少した。

(3) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

1. アルマールの薬剤名が変更になった。
2. システム上、注意喚起の対策を薬剤に関する医療安全委員会にて検討する。

(4) 取り違えた薬剤について

本報告書分析対象期間において、報告された事例の「投与すべき薬剤」と「取り違えた薬剤」、およびそれぞれの「薬効分類名」を次に示す。

図表Ⅲ-3-4

投与すべき薬剤 (薬効分類名)	取り違えた薬剤 (薬効分類名)
アルマール (高血圧症・狭心症・不整脈治療剤 本態性振戦治療剤)	アマリール (スルホニルウレア系経口血糖降下剤)

(5) 薬剤の取り違えの注意喚起や取り組み

厚生労働省は、医療事故防止対策への取り組みの強化が図られるよう、平成15年11月27日付医政発第1127004号・薬食発第1127001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化について」及び、平成16年6月2日付医政発第0602012号・薬食発第0602007号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化・徹底について」を发出した。

しかしながら厚生労働省は、本事業においても依然として医薬品の使用に関連する取り違え事例等が報告されていること、ヒドロコルチゾン製剤「サクシゾン」と筋弛緩剤「サクシン注射液」を誤って処方し投与した事故が発生したことから、さらに平成20年12月4日付医政発第1204001号・薬食発第1204001号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について（注意喚起）」を发出し、医療機関及び薬局においては薬剤の販売名の類似性に注意するため、①各医療機関における採用医薬品の再確認、②医薬品の安

Ⅲ 医療事故情報等分析作業の現況

全使用のための方策についての確認・検討、③処方せん等の記載及び疑義内容の確認の徹底、④オーダーリングシステム等の病院情報システムにおける工夫、⑤医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集等について、確認、検討するよう注意喚起を行った。その後、サクシンは平成21年7月2日付で「スキサメトニウム注」に名称が変更になっている。

また、薬剤の取り違えに対する製薬会社の取り組みとしては、「アルマール（一般名：アロチノロール塩酸塩）：高血圧・狭心症・不整脈治療剤 / 本態性振戦治療剤」（大日本住友製薬株式会社）および「アマリール（一般名：ダリメピリド）：経口血糖降下剤」（サノフィ・アベンティス株式会社）について、名称類似に関連した医療事故防止対策の一環として『アルマール錠5 / 錠10』の販売名を変更するための申請を行ったことを公表した。その公表物の資料として、本事業及び薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業で公表された事例を用いている。

《アルマールとアマリールの販売名類似による取り違え防止について》

大日本住友製薬株式会社

アルマールとアマリールの販売名類似による取り違え防止について

2012年1月
大日本住友製薬株式会社

患者様へお知らせ
お薬の取り違えは重大な事故の原因となります。お薬の取り違え防止のため、お薬の名称を改定させていただきます。

さて、アルマール（一般名：アロチノロール塩酸塩）錠5mg・錠10mg、アマリール（一般名：ダリメピリド）錠5mg・錠10mgの名称を改定させていただきます。改定後の名称は、アルマール錠5mg・錠10mg、アマリール錠5mg・錠10mgとなります。

なお、お薬の取り違え防止のため、お薬の名称を改定させていただきます。改定後の名称は、アルマール錠5mg・錠10mg、アマリール錠5mg・錠10mgとなります。

＜アルマール、アマリール取り違え防止＞

品名	旧販売名	新販売名
1	アルマール錠5mg	アルマール錠5mg
2	アルマール錠10mg	アルマール錠10mg
3	アマリール錠5mg	アマリール錠5mg
4	アマリール錠10mg	アマリール錠10mg

お問い合わせ先：大日本住友製薬株式会社 医薬品営業部 薬剤課
〒100-8385 東京都千代田区千代田1-1-1

＜アルマール、アマリール取り違え防止＞

患者様へお知らせ

品名	旧販売名	新販売名
1	アルマール錠5mg	アルマール錠5mg
2	アルマール錠10mg	アルマール錠10mg
3	アマリール錠5mg	アマリール錠5mg
4	アマリール錠10mg	アマリール錠10mg

お問い合わせ先：大日本住友製薬株式会社 医薬品営業部 薬剤課
〒100-8385 東京都千代田区千代田1-1-1

尚、平成24年1月12日付で製造販売承認を取得し、準備が整い次第販売名変更品である「アロチノロール塩酸塩錠5mg」/「D S P」/錠10mg「D S P」を販売すると公表した。

(6) まとめ

平成19年3月に医療安全情報 No. 4「薬剤の取り違い」を提供したが、その後も薬剤名の類似していることによる取り違いの事例が報告されている。第2,1回報告書において、当該医療機関の取り組みとして、各医療職種同士のチェック機能を強化させることを紹介し、安全な薬剤投与のためには、医療機関においては、より注意する必要があるとともに、製薬業界においては、わかりやすい思い込みを生じないような商品名などの改善も期待されることを掲載した。

本報告書では、製薬会社が名称類似に関連した医療事故防止対策の一環として、『アルマール錠5/錠10』の販売名を変更することを紹介した。

今後も引き続き注意喚起するとともに、類似事例発生の動向に注目していく。

(7) 参考文献

1. 厚生労働省. 医療機関における医療事故防止対策の強化について（間違いやすい医薬品の採用状況の確認）. 平成15年11月27日付厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知. 医政発第1127004号・薬食発第1127001号.
2. 厚生労働省. 医療機関における医療事故防止対策の強化・徹底について（医薬品の取り違い防止対策の徹底について）. 平成16年6月2日付厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知. 医政発第0602012号・薬食発第0602007号.
3. 厚生労働省. 医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について（注意喚起）. 平成20年12月4日付厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長通知. 医政発第1204001号・薬食発第1204001号.
4. アルマール錠5mg, 10mg 添付文書. 大日本住友製薬株式会社. 2009年11月改訂（第7版、薬事法改正に伴う改訂）.
5. アマリール錠0.5mg, 1mg, 3mg 添付文書. サノフィアベンティス株式会社. 2011年8月改訂（第19版、日本薬局方収載に伴う改訂）.
6. アルマールとアマリールの販売名類似による取り違い防止について. 2012年1月
大日本住友製薬株式会社 (Online), available from <https://ds-pharma.jp/product/kaitei/pdf/tekiseisyoyou/2012/12010ALM_Oshirase_ato.pdf> (last accessed 2012-04-2)

【別添2】

Ⅲ 医療事故情報等分析作業の現況

【3】「未滅菌の医療材料の使用」(医療安全情報 No.19) について

(1) 発生状況

医療安全情報 No. 19 (平成20年6月提供) では、誤って未滅菌の医療材料を準備・使用した「未滅菌の医療材料の使用」を取り上げた(医療安全情報掲載件数3件 集計期間:平成18年1月~平成19年12月)。

その後、第22回報告書においても分析対象期間に類似事例が報告され、再発・類似事例の発生状況(平成22年年報329頁~332頁、第22回報告書118頁~121頁)を取りまとめた。

これまでの「未滅菌の医療材料の使用」の報告事例件数を(図表Ⅲ-3-5)に示す。

図表Ⅲ-3-5 「未滅菌の医療材料の使用」の報告件数

	1~3月 (件)	4~6月 (件)	7~9月 (件)	10~12月 (件)	合計 (件)
平成16年	—	—	—	0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	1	0	1
平成19年	0	0	2	0	2
平成20年	0	0	0	0	0
平成21年	0	0	0	1	1
平成22年	0	1	1	0	2
平成23年	1	2	0	1	4
平成24年	2	—	—	—	2

図表Ⅲ-3-6 医療安全情報 No. 19 「未滅菌の医療材料の使用」

医療安全情報 No.19 2008年6月

財団法人 日本医療機能評価機構

医療安全情報

No.19 2008年6月

未滅菌の医療材料の使用

初めて滅菌済の医療材料を準備・使用した事例が3件報告されています。(※1)期間:2006年1月1日~2007年12月31日、※1)発行者:財団法人日本医療機能評価機構

誤って未滅菌の医療材料を準備・使用した事例が報告されています。

未滅菌で準備・使用された医療材料	件数
腹部臓器手術用開創補助パット	1件
ガーゼ	2件

医療安全情報 No.19 2008年6月

未滅菌の医療材料の使用

事例

手術室で開創補助の医療材料は、ソフトスポンジ型、滅菌済みのものが用意されているが、開創補助の医療材料に誤って、未滅菌のものを使用した。その後、腹部臓器手術用の開創補助の医療材料のソフトスポンジ型が用意されていることが判明。使用したソフトスポンジ型は未滅菌のものであった。当所では、未滅菌のものを導入し、開創補助の医療材料の表示をした後に手術室の開創補助に使用することになっている。しかし、それを知らなかった手術室の医師が未滅菌のものを手術室の開創補助に使用した。また、滅菌済みの表示がわかりにくかった。

※1)開創補助パットは、滅菌済みの医療材料として提供されている。

事例が発生した医療機関の取り組み

医療材料は、滅菌済み・未滅菌が判別しやすい表示にする。

財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事務局
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-17-8 東武ビル
TEL 03-5217-0277 FAX 03-5217-0253
www.jmef.or.jp

(2) 事例概要

本報告書分析対象期間に報告された事例2件の概要を以下に示す。

事例1

【内容】

人工股関節置換術の外回りについた。今回は難易度も高く、いつも使っている器械とは違うものであった。インプラントのサイズが決まり、立ち会の業者とサイズの確認をし、器械出し看護師へインプラントを出した。3つのインプラントのうち、1つ（ワグナーコーンシステム135）はいつもと滅菌パックの状態が異なっていた。透明のパックに包装されており、一重目のパックにハサミのマークがついていた。外回り看護師は、一重目のパックの中は滅菌状態だと思い、立ち会い業者に「これ、はさみで切っていいんですか？」と確認した。立ち会い業者から「はい」と返答があったため、ハサミで開封し、切った縁に器械出しが当たらないように、開封口を広げた（ハサミで切った縁は不潔なため）。しばらくして、部屋入り口から見ていた他業者から電話があり、「さっきのインプラントの開け方はあれで良かったのか」と聞かれたので、立ち会い業者に確認して開封したことを伝えた。他業者に、立ち会い業者と電話を代わるよう言われ、立ち会い業者と電話を代わり、そこでも開封に問題がなかったのかということを確認していた。電話のあとに、立ち会い業者に「大丈夫だったんですか？」と聞いたところ、「はい。」と言われたので問題はなかったのだと思った。インプラントが挿入される前に、立ち会い業者から「会社に電話して確認してくるので、システム（インプラント）が入りそうになったら、止めて下さい。」と言われた。その間に、器械出し看護師がインプラント開封時に捨てた袋のことを思い出し、下におろしてもらった。パッケージを確認したが、全て英語で書いてあり、どこからが滅菌状態なのかわからなかった。立ち会い業者が戻り、「やっぱり駄目でした。袋は不潔です。」と言われた。外回り看護師は二重パックだと思っていたが、実際は三重パックになっており、始めにハサミで開封した中の袋までは不潔だったことがわかった。執刀医・助手に伝え手術は一時中断。執刀医・助手・器械出し看護師は手袋の交換をし、器械類を全て取り換えた。業者持ち込み器械は必要分のみ高速滅菌にかけた。器械の準備の間、ジェット洗浄で創部を洗浄、抗生剤を使用した。

【背景・要因】

- ・初めての器械であり、滅菌パックの状態もいつもと違うものだった。
- ・立ち会い業者とのコミュニケーション不足。確認はしているが、言葉数も少なく、自分の聞きかたかったことが立ち会い業者に伝わっていなかった可能性がある。
- ・自分で疑問に思いながらも、立ち会い業者の言葉を鵝呑みにしてしまった。
- ・医療材料に関して、事例発生後の会社からの説明では、「ジンマーの会社は、センターパレスの会社を吸収合併し、ジンマーの材料とセンターパレスの材料が共存していた。元来ジンマーの材料は二重パック、センターパレスの材料は三重パックとなっていた。」とのことであり、今回使用した材料はセンターパレスの材料であったが、三重パックの表示に慣れていなかった。

III 医療事故情報等分析作業の現況

事例2

【内容】

左大腿骨頭壊死の為、大腿骨頭回転骨切術施行、清潔ホールにて手術に必要な器械、医療器材の準備をした。その間、展開の応援として、看護助手が器械、医療器材の展開の手伝いをした。展開後、当事者は清潔ホールから手術室へ入室した。医師らにて患者の左下腿をイソジン消毒し、その後足袋、弾性包帯を巻いた。開創、骨切まで行った後に、外回り看護師が、術野で使用している弾性包帯が未滅菌のものであることを発見した。ただちに手術中断し創部を生食にて洗浄後仮閉創となった。医師、器械出し看護師（当事者）共に再度手洗いし、術野を消毒、器械類全て滅菌したものを準備し、手術再開となった。その間の手術時間のロスは1時間半程度であった。

【背景・要因】

- ・清潔ホールに医療材料として弾性包帯があがってきており、当事者は、医師から指示を受けた器械、医療材料を展開した。清潔ホールからあがってくるもので、未滅菌材料が存在すること（弾性包帯）を知らなかった。
- ・日頃から、滅菌使用期限の確認を怠っていた。

(3) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下の内容が報告されている。

1) 分かりやすい滅菌表示の検討

- ・業者へ、わかりやすい滅菌表示についての検討を依頼した。

2) 確認の徹底

- ・他のスタッフ、業者に確認をする。
- ・外回り、器械出し看護師共に確認を確実に行う。
- ・同じような取り扱いの滅菌物をピックアップし、今後の取扱いについて検討する。

3) スタッフ教育

- ・滅菌の取り扱いについて勉強する。業者へ勉強会を依頼する。
- ・清潔ホールにも未滅菌医療器材があることを周知する。
- ・日頃から器械、医療器材の滅菌使用期限の確認を怠らないようにする。

(4) まとめ

平成20年6月に提供した医療安全情報 No. 19では、事例が発生した医療機関の取り組みとして、医療材料は滅菌済み・未滅菌が判別しやすい表示にする、ことを掲載した。また、第22回報告書では医療材料の外装の表示の工夫やメーカー、製造販売業者の協力も望まれることを掲載した。本報告書分析対象期間に報告された事例には、二重・三重となっていた包装の、どの部分から滅菌であるか明確に分からなかった事例があり、誰でも容易に理解できるパッケージや表示の工夫が望まれる。

今後も引き続き類似事例の発生について注意喚起するとともに、その推移に注目していく。

【4】「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」(医療安全情報 No. 58) について

(1) 発生状況

第21回報告書の個別のテーマの検討状況(101頁～108頁)で取り上げた。その後、医療安全情報 No. 58(平成23年9月提供)では、皮下用ポートが埋め込まれている患者において、カテーテルの断裂がおきた事例が報告されたことについて、「皮下用ポート及びカテーテル^(注)の断裂」を取り上げた(医療安全情報掲載件数24件 集計期間:平成19年1月～平成23年7月)。

これまでの「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」の報告事例件数を(図表Ⅲ-3-7)に示す。

図表Ⅲ-3-7 「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」の報告件数

	1～3月 (件)	4～6月 (件)	7～9月 (件)	10～12月 (件)	合計 (件)
平成16年	0	0	0	0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	1	0	1	2
平成19年	0	1	1	1	3
平成20年	1	2	0	2	5
平成21年	1	0	1	0	2
平成22年	2	3	4	1	10
平成23年	3	0	3	0	6
平成24年	4	—	—	—	4

図表Ⅲ-3-8 医療安全情報 No.58「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」

公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療安全情報
No.58 2011年9月

皮下用ポート及びカテーテルの断裂

皮下用ポートが埋め込まれていない患者において、カテーテルの断裂が起きた事例が24件報告されています(集計期間:2007年1月1日～2011年7月31日、第21回報告書【個別テーマの検討状況】(P101)にて取り上げました)。

皮下用ポート及びカテーテルの断裂の兆候として、注入開始時のポートの腐食や疼痛、注入中の滴下不良、点滴漏れ、腫脹等が報告されています。

時期	カテーテルが断裂した部位の部位	件数
注入前	ポートの腐食(腐食の発生が確認できない)	4
	腐食(ポート部、挿入部)	4
	点滴漏れ(挿入部)	2
	その他(点滴漏れ)	3
注入中	滴下不良	7
	点滴漏れ(皮下、ポート部、挿入部)	0
	腐食(ポート部)	4
	腫脹(右腕皮下、右胸)	2
その他	その他(見当不明)	2
	腫脹(右腕皮下、右胸、フロッピング時の腫脹)	3

※報告された事例では、一つの事例に複数の部位が報告された事例や、複数事例であった事例があります。

医療安全情報 No.58 2011年9月

皮下用ポート及びカテーテルの断裂

事例

以下報告された事例のうち、中心静脈カテーテル(CVC)から、点滴漏れや疼痛を伴って腫脹をきたした、皮下用埋込みポートの腐食が皮下に露出していること、点滴漏れ、点滴漏れを伴った場合、CVCポートのカテーテルの腐食を疑い、抜去し、新たなCVCポートのカテーテルを皮下に埋め込んだ。

皮下用ポート及びカテーテルに付着した腐食の抽出結果について、厚さの異なる2枚の試料が抽出されています。

事例が発生した医療機関の取り組み

皮下用ポートを埋め込む際の説明時に、患者にカテーテルの腐食の可能性およびその兆候を説明する。
滴下不良、点滴漏れ、腫脹、疼痛等の兆候がある場合は、カテーテルの腐食の可能性を考慮する。

公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
TEL:03-5561-5001 FAX:03-5561-5002
E-MAIL: info@jmeqa.jp URL: www.jmeqa.jp

(注) 皮下用ポート及びカテーテルは、カテーテル医薬品注入ポート、注入用埋込みポート、皮下用ポートカテーテルなどとも呼ばれる。

III
3-[4]
「皮下用ポート及びカテーテルの断裂」(医療安全情報 No.58) について